

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う通学定期乗車券の発売について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、日本政府より感染症対策のため全国の各小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休校を要請する通知、また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」といいます。）に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」といいます。）が発出されことを受け、当社では下記の対応をいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う臨時休校等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。
 - (1) 新年度の通学証明証の交付もしくは、証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合
 - (2) 学生証用の写真撮影（オリエンテーション等）の中止により、学生証又は兼用証明書に写真貼付がされていない場合
 - (3) 既に交付を受けた通学証明書（発行から1ヶ月有効のもの等）の有効期間内が満了した場合

- 2 上記の通学証明書等による通学定期券の発売方法は以下のとおりといたします。
 - (1) 旧通学定期券をお持ちの場合
旧通学定期券および「通学証明書」「通学定期券購入兼用の証明書」もしくは「学生証」をご提示いただければ「継続購入」のお取扱いをいたします。
 - (2) 旧定期券をお持ちでない場合
通学区間が確認できる「通学証明書」または「通学定期券購入兼用の証明書」および申込書のご記入により「新規購入」のお取扱いをいたします。
 - (3) 中高一貫校等で進学の場合
通学区間に変更がない場合であっても通学区分が変更（中学生から高校生への進学等）となる場合は、「新規購入」のお取扱いとなりますので、新入学先の学校が発行する新年度の通学証明書を受領したうえで買い求めください。

以上